

第2章 重点分野の目標の達成状況と施策の実施状況

重点分野は、「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」を実現する上での課題と考えられるもののうち社会的要請の高い課題、市の環境特性に関係する課題、すべての主体の取組が不可欠な課題などに対する積極的な取組が求められる分野等について、設定しています。

重点分野は、数値目標や指標を設定することを基本とし、数値目標を設定しない場合についても、毎年 の 現況を把握するだけでなく、経年推移を把握することで、点検・評価を行うこととしています。評価するにあたっては、環境政策の評価と同様（「第1章 環境政策ごとの達成状況と総合的な評価」参照）に経年的な改善の度合いと目標達成に向けた改善の度合いの2つの観点を取り入れ、原則5段階評価を行います。

※重点分野の評価は次の項目で評価しています。

指標評価：重点分野ごとの各目標・指標の達成状況の評価

6つのまちの姿 地域から地球環境の保全に取り組むまち

重点分野 地域から地球環境の保全に取り組むまち

重点課題 地域から地球環境の保全に取り組むまち

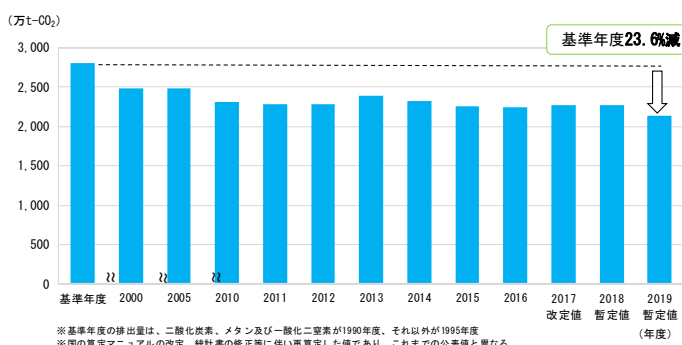
重点目標・指標の達成状況と評価

重点目標・指標	達成状況	指標評価
2030年度までに1990年度比30%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す。	2018年度の市内の総排出量(暫定値)は2,263万トンCO₂ (対前年度：8万トンCO₂減少、対基準年度：19.2%減少) 2019年度の市内の総排出量(暫定値)は2,139万トンCO₂ (対前年度：123万トンCO₂減少、対基準年度：23.6%減少) - 二酸化炭素の2018年度排出量(暫定値)は2,213万トン-CO₂、2019年度排出量(暫定値)は2,087万トン-CO₂	5

※評価は2019年度の総排出量（暫定値）を用いています。

今後、国の新たなデータの開示や修正等が行われた際には、再算定を行い、数値を更新していきます。

川崎市の温室効果ガス排出量の推移



注：2019年度の域外貢献量（市内企業の環境技術が市域外で温室効果ガスの削減に貢献している量）は、37万トン-CO₂で、基準年度の排出量の1.3%に相当しています。

市の取組の実施状況

●大規模事業者の温室効果ガス排出量削減の促進

・事業活動地球温暖化対策計画書制度による温暖化対策の推進

地球温暖化対策の推進に関する条例に基づく事業活動地球温暖化対策計画書制度により、温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者に対して、温室効果ガス排出量の削減に向けて温室効果ガス排出量の削減目標及び目標達成に向けて実施する措置の内容等を記載する事業活動地球温暖化対策計画書の提出を求めました。

また、計画書を提出した事業者に対して、毎年度の温室効果ガスの排出の状況及び目標達成に向けた措置の実施状況等を記載した結果報告書の提出を求め、その内容等について必要な指導・助言を行うとともに、提出された計画書・結果報告書の概要について、公表を行いました。

●低CO₂川崎ブランドの推進・低CO₂川崎ブランドの認定件数V-1（再掲）p122 参照

●川崎メカニズム認証制度の実施

・川崎メカニズム認証制度による温暖化対策の推進

川崎の特徴・強みである優れた環境技術を活かした地球規模での温室効果ガスの排出削減を推進するため、市内企業の環境技術が市域外で温室効果ガスの削減に貢献している量（域外貢献量）を「見える化」し、企業が市場で適切に評価される仕組みである「川崎メカニズム認証制度」の運用を2013年度から開始しました。

2020年度は、4件の製品・技術等について域外貢献量を認証しました。

●川崎市地球温暖化防止活動推進センター等との協働した地球温暖化対策の推進

・川崎市地球温暖化防止活動推進センターを通じた温暖化対策の推進

高津市民館内の情報発信拠点「CCかわさき交流コーナー」で隔月のテーマを定めたパネル展示やミニ講座の実施等の情報発信に取り組んだほか、市立学校や町内会等での出前講座の開催やイベントへの出展等により温暖化対策の普及啓発を進めました。

●地球温暖化対策に係る普及啓発の推進

・CC川崎エコ会議を通じた普及啓発

CCかわさきホームページやメールマガジンの配信とともに、講演会の開催などを通じて情報発信を進めたほか、市民、事業者のCO₂削減に貢献する優れた取組を表彰する「スマートライフスタイル大賞」を昨年に引き続き実施し、最優秀賞2件、優秀賞2件の表彰を行う等、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めました。

・脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」の創設

2020年11月に、脱炭素化都市の身近な取組の具体像を示すショーケースとなるよう、脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」を創設しました。また、2021年3月に脱炭素アクションみぞのくち推進会議を設置し、高津区溝口周辺地域で脱炭素化に向けた事業を展開する事業者や団体等を対象に会員募集を開始しました。

・川崎市地球温暖化防止活動推進センターを通じた温暖化対策の推進（再掲）上記参照

・市民の省エネルギー型行動の促進

2011年4月から「川崎市地球温暖化防止活動推進員制度」を開始し、2020年度は第6期84名の推進員が地域に密着した温暖化対策の推進リーダーとして、環境イベントへの出展やCCかわさき交流コーナーのテーマ展示・ミニ講座、小学校への出前授業等を通じて温暖化対策の普及啓発を行いました。また、家庭でできる省エネ・節電対策メニューをまとめたチラシ等を配布しました。

・環境イベント・シンポジウム等開催による地球温暖化対策に関する意識啓発

CC川崎エコ会議シンポジウム、CC等々カエコ暮らしこフェア、川崎国際環境技術展での市長と国連環境計画・金融イニシアティブ特別顧問末吉竹二郎氏との特別対談などを通じて市民・事業者向け温暖化対策の普及啓発を行いました。

CC かわさきエコ暮らしの普及に向け、CC かわさき交流コーナーを中心に、各区役所とも連携しながらリーフレットの配布や各種イベントへの出展など、市民・事業者と協働した取組を実施しました。

●環境にやさしい交通ネットワークの構築に向けた取組の推進

・市民・事業者による自主的な交通環境配慮行動に向けた普及啓発

川崎市交通環境配慮行動メニューのパンフレット配布やかわさき自動車環境対策推進協議会における取組の周知及び普及促進に加え、市民・事業者及び関係団体等と連携し、産業道路クリーンライイン化の取組を実施しました。

・川崎市地域公共交通計画の策定

本市では、高齢化の進展や居住及び従業人口の変化等を背景に、輸送需要の変化やニーズの多様化が進んでいる中、運転者不足の深刻化や新型コロナウイルス感染症の影響を含めた地域公共交通を取り巻く環境変化等を踏まえ、市域全体の持続可能な地域交通環境の向上に向け、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「川崎市地域公共交通計画」の案を取りまとめ、広く市民の皆様からの御意見を募集し、その結果等を踏まえ、「川崎市地域公共交通計画」を令和3年3月に策定しました。

・川崎駅東口地区駐車対策推進計画の策定

川崎駅東口地区における駐車場の配置や路上駐停車等の地域課題に対応し、安心して歩けるまちづくりの推進や幹線道路における公共交通等の交通流動の円滑化を目指すため、令和3年2月に川崎駅東口地区駐車対策推進計画を策定しました。

今後は、本計画に基づき川崎駅東口地区における駐車対策の取組を引き続き推進してまいります。

・川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づく荷さばき用駐車施設の整備促進

条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築又は増改築時において、荷さばき用駐車施設の設置を指導しました。2020年度の年間届出台数は562台でした。

●電気自動車等の導入促進

・自動車対策・普及啓発の推進

電気自動車などの普及促進のため、公用車への率先導入を推進しており、2021年3月末時点の保有台数は、17台（内訳：電気自動車10台、燃料電池自動車3台、プラグインハイブリッド自動車4台）でした。

低公害車の普及促進のため、事業者に対して、天然ガス車及びハイブリッド車の導入のための助成制度を継続して実施し、2020年度に本制度を活用した台数は5台でした。

●再生可能エネルギー源等の利用拡大に向けた仕組みづくりの推進

・建築物の熱損失の防止及び空気調和設備等の効率的利用により、建築物に係るエネルギー使用の合理化を総合的に推進

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出件数は384件でした。

・公共施設における断熱性を考慮した建築設計等の採用の推進

公共施設において、天井・外壁等の断熱性向上、開口部の複層ガラス・二重サッシ化等により、省エネを推進しました。

・再生可能エネルギー源導入・利用の状況

公共施設における再生可能エネルギーの導入状況は、2020年度末現在で太陽光発電設備が143施設に4,199kW、マイクロ風力発電が5施設に13kW、小水力発電が4施設に314kWでした。

・再生可能エネルギー源導入促進

地球温暖化対策推進条例に基づく開発事業地球温暖化対策計画書制度や、建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）を通じて、自然エネルギーの導入検討を促しました。

・再生可能エネルギーの利用技術等の最新動向に関する情報収集

太陽光発電設備などの再生可能エネルギー、さらには蓄電池やエネルギー・マネジメント・システム、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、V2H (Vehicle to home) などについての最新の動向に関する情報収集を行いました。

・建築物環境配慮制度の推進

建築物が環境に及ぼす影響の低減を図るため、一定規模以上の建築物の新築等の際、建築主の自主的な環境配慮の取組を促すとともに建築物の環境性能に関する建築物環境計画書の提出を義務付け、市はその概要を公表するものであり、これにより、環境性能に優れた建築物が評価される市場の形成を促し、地球温暖化その他環境の負荷低減に貢献することを期待するものです。2015年度には、届出対象の建築物に戸建住宅（届出任意）を追加しました。

2020年度は、55件の建築物環境計画書の提出がありました。

・公共施設のエネルギー需要特性に応じた効率的なエネルギー供給システムの採用の推進

電力と廃熱の両方を有効利用するコージェネレーションシステムを大規模施設で採用し、その他に熱負荷の抑制、自然エネルギー利用、機器の効率化の取り組みにより、公共施設の省エネルギー化を推進しています。

●高いエネルギー効率を有する建築物の誘導に向けた取組の推進

・建築物環境配慮制度の推進（再掲）p31 参照

●人工排熱の削減の促進

・ヒートアイランド等に関する調査研究の推進

ヒートアイランド対策実施状況調査を行い、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善などの対策について実施状況を調査しました。

また、ヒートアイランド現象の実態把握のため、市内の気温分布に関する調査を実施しました。

・建築物の熱損失の防止及び空気調和設備等の効率的利用により、建築物に係るエネルギー使用の合理化を総合的に推進（再掲）上記参照

・公共施設における断熱性を考慮した建物設計等の採用の推進（再掲）上記参照

・公共施設のエネルギー需要特性に応じた効率的なエネルギー供給システムの採用の推進（再掲）P31 参照

・建築物環境配慮制度の推進（再掲）p31 参照

●壁面、屋上緑化の促進

・公共施設・学校等における緑地の確保、屋上・壁面緑化、シンボルツリーの植栽、ベランダ緑化等による緑化の推進

緑化指導件数は9件です。緑化面積としては16,273m²（うち保全面積14,970m²）になります。

また、緑のカーテンを206施設で実施しました。

・民有地の屋上緑化、壁面緑化等の緑化整備に対する支援制度の普及・啓発の推進

幹線道路に街路樹を継続的に植栽しているほか、2003年4月から、屋上・壁面緑化の普及・推進を目的として、屋上緑化等を行う市民・事業者に対して、屋上緑化等助成事業を実施しています。

・歩道や公共施設等の整備における積極的な透水性舗装等の導入

透水性舗装を採用した施工面積（累計）は、歩道部分で468,646m²になります。

また、公共施設についても舗装工事の機会等を捉えて、歩行者用通路において透水性舗装を推進しました。

●スマートシティの推進

- ・持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向け、より一層のエネルギーの効率的な利用や、市民生活等の利便性・快適性の向上等に向けた取組を推進しました。

2020年度は、2件（水素サプライチェーン構築実証事業など）のリーディングプロジェクトを実施しました。

●気候変動適応策の推進

地球温暖化対策は、気温上昇を抑えるために温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和策」とともに、気温上昇や短時間強雨の増加など、気候変動の影響に対応するための「適応策」の両方が必要であることから、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に定める熱中症予防の普及啓発や洪水に対応した河道整備などの取組を推進しました。加えて、2018年12月に施行された気候変動適応法の主旨を踏まえ、地域における気候変動影響や適応に関する情報の収集・整理及び調査・研究等の機能を担う拠点として、2020年4月に政令市初となる「気候変動情報センター」を設置し、市民・事業者及び庁内における適応策の促進に向けた情報発信等を実施しました。